

小牧市告示第 6 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により、こまき市民交流テラス印刷機利用料、大判プリンター利用料及びロッカー利用料の徴収及び収納事務を次の者に委託した。

令和 7 年 4 月 1 日

小牧市長 山 下 史守朗

- 1 受 託 者 小牧市小牧三丁目 5 5 5 番地  
特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワーク  
代表理事 関 哲 雄
- 2 受託期間 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで